

福井市下水道管路施設
包括的維持管理業務委託

入札説明書

令和8年8月3日

福井市上下水道局

目 次

第1 対象業務に関する事項	1
1 業務内容に関する事項	1
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	4
1 事業者の募集及び選定方法	4
2 事業者の募集及び選定の手順	4
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
4 審査及び選定に関する事項	12
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1 業務契約に関する基本的な考え方	14
2 予想されるリスク分担	14
3 求められる業務の要件	14
4 事業者の収入	14
5 事業者の業務契約上の地位	14
6 履行保証等に関する事項	14
7 保険	15
8 市による事業の実施状況のモニタリング	15
9 市の支払いに関する事項	15
第4 業務契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
1 係争事由に係る基本的な考え方	16
2 管轄裁判所の指定	16
第5 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	16
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	16
3 その他	16
第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	17
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	17
3 その他の支援等に関する事項	17
第7 その他、本業務の実施に関し必要な事項	17
1 議会の議決（債務負担行為）	17
2 入札参加に伴う費用負担	17
3 入札保証金	17
4 提出書類の取扱い	17
5 情報の提供	18

6 環境への配慮	18
7 本業務において使用する言語等	18
8 入札説明書等に関する問い合わせ	18
別紙1 各業務の再委託（案）	19
別紙2 リスク分担	20
別紙3 低入札価格調査の流れ	21

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

市	： 福井市上下水道局をいう。
本業務	： 福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託をいう。
事業者	： 本業務の落札者として決定された後、市と基本協定並びに業務契約を締結し、本業務を実施する者をいう。
入札参加者	： 本業務の入札に参加する者（グループを含む）をいう。
入札説明書等	： 本業務の入札公告時に、市が公表する書類一式（入札説明書、仕様書、様式集、落札者決定基準、その他本市が公表した資料）をいう（その後の変更を含む）。
確認申請書等	： 入札参加資格確認申請書等の書類の総称をいう。
提案書等	： 提出書類に掲げる技術提案書等の書類の総称をいう。
構成企業	： 入札参加者がグループである場合の、グループを構成する企業をいう。
代表企業	： 構成企業の中から選定され、入札手続や落札者となった場合の契約事務等において、グループ内の全ての調整等を行うとともに、市との協議及び市への提出、通知等を行う企業1者をいう。
組合	： 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。
組合員	： 組合に加入している企業をいう。
委員会	： 福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託に係る総合評価一般競争入札審査委員会をいう。
基本協定	： 業務契約の締結に向けて、本業務開始のための準備行為等基本的な事項を定めるもので、市と落札者が締結する協定をいう。
業務契約	： 本業務に係る統括管理業務委託契約、計画的維持管理業務委託契約及び日常的維持管理業務委託契約の総称をいう。
モニタリング	： モニタリングとは、事業者に委託した維持管理業務が仕様通りに実施されているかを確認・評価するプロセスである。本入札説明書では、事業者自身が実施するセルフモニタリングと発注者（市）によるモニタリングの両方を示す。

本入札説明書は、市が実施する本業務について、業務の概要及び本業務を委託する事業者の募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付するものであり、入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえて、必要な入札書類を提出することとする。

第1 対象業務に関する事項

1 業務内容に関する事項

(1) 業務名称

福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託

(2) 業務の対象となる公共施設等の種類

福井市公共下水道管路施設

(3) 公共施設の管理者の名称

福井市上下水道事業管理者 塚谷 朋美

(4) 業務の目的

本市の公共下水道は、昭和23年度に事業に着手し、地域の環境衛生の向上と都市基盤の整備を目的として、汚水処理の普及拡大を推進してきた。その結果、令和6年度末には計画区域における下水道整備が概成し、普及拡大事業は概ね完了した。

一方で、下水道管路施設の老朽化が顕在化しており、耐用年数50年を超過する管路施設は、今後急速に増加することが見込まれている。これに伴い、施設の適切な維持管理の必要性が一層高まっている。

本業務は、市が所管する下水道管路施設の維持管理に係る各種業務を一括して複数年契約により民間事業者へ委託することで、事業者の有するノウハウや創意工夫等を活用し、下水道管路施設の機能を適切に維持するとともに、業務の効率化及び品質の向上を図ることを目的とする。

(5) 対象施設の概要

ア 対象施設

福井市公共下水道（単独公共下水道・流域関連公共下水道・特定環境保全公共下水道）整備区域（約 5, 515 ha）内の下水道管路施設及びこれに付帯する施設並びに管理地を対象とする。

※令和 8 年 4 月 1 日時点

施設内訳	数量
管きょ	約 1, 659 km
人孔（躯体及び蓋）	約 45, 800 基

イ 対象業務

以下のとおりとする。具体的な業務内容及びその他詳細については、仕様書のとおりとする。

(ア) 統括管理業務

- ・統括マネジメント業務
- ・管路台帳管理業務

(イ) 計画的維持管理業務

- ・本管 TV カメラ調査業務（管径 800 mm 未満）
- ・本管潜行目視調査業務（管径 800 mm 以上）
- ・人孔目視調査業務
- ・管路診断業務
- ・改築詳細設計業務
- ・人孔鉄蓋更新工

(ウ) 日常的維持管理業務

- ・住民対応業務
- ・緊急対応等業務
- ・水防施設日常点検業務
- ・貯留施設等調査業務
- ・巡視工
- ・清掃工
- ・除草作業工
- ・汚泥処分業務
- ・他企業工事立会業務

(6) 発注方式

詳細な仕様に基づく「仕様発注」とする。

(7) 事業方式

本事業は、複数の維持管理業務を一つにパッケージ化し、複数年契約で一括委託する包括的民間委託方式により実施する。

(8) 履行期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年間）

ただし、基本協定締結日から令和9年3月31日までの期間は、業務準備期間とし、事業者の費用により、業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。

(9) 業務スケジュール

本業務のスケジュールは以下のとおりである。

表1 業務スケジュール

項目	日程
基本協定の締結	令和 8 年 1 2 月下旬頃
業務準備期間	基本協定締結日から令和9年3月31日まで
業務契約の締結	令和9年2月頃
業務履行期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和11年3月31日まで
業務引継期間	令和11年1月15日から令和11年3月31日まで
業務終了	令和11年3月31日

(10) 関連法令等の遵守

本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令、条例、規則及び要綱を遵守するものとし、最新のものを適用する。詳細については、仕様書のとおりである。

(11) 予定価格

本業務の予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）は、以下のとおりである。

金 1, 5 7 0, 6 1 3, 0 0 0 円

各業務の内訳（予定価格に対する割合）は以下のとおりである。

統括管理業務 5 %

計画的維持管理業務 4 2 %

日常的維持管理業務 5 4 %

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10の2第1項に規定する「総合評価方式一般競争入札」により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

（1）事業者の募集・選定スケジュール

本業務における事業者の募集・選定スケジュールは以下のとおりである。

表2 事業者の募集・選定スケジュール

日程	内容
令和8年 8月 3日（月）	入札説明書等の公表
令和8年 8月 3日（月）から 令和8年 9月11日（金）まで	入札説明書等に関する質問の受付
令和8年 9月18日（金）まで	入札説明書等に関する質問の回答公表
令和8年 9月28日（月）から 令和8年10月 2日（金）まで	参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付
令和8年10月15日（木）まで	入札参加資格審査結果の通知
令和8年 8月 3日（月）から 令和8年10月16日（金）まで	提案書等に関する質問受付
令和8年10月23日（金）まで	提案書等に関する質問回答の公表
令和8年10月27日（火）から 令和8年10月29日（木）まで	提案書等の受付
令和8年12月中旬頃	落札者の決定及び公表
令和8年12月下旬頃	基本協定の締結
基本協定締結日から 令和9年 3月31日（水）まで	業務の引継ぎ
令和9年 2月頃	業務契約の締結

（2）応募手続き等

ア 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

（イ）受付期間

令和8年8月3日（月） ～ 9月11日（金） 午後4時まで

(イ) 提出方法

様式Ⅰに記入のうえ、電子メールにより、下水管路課宛に提出する。なお、提出者は電話により確認を行うこと。

(ウ) 入札説明書等に対する質問の回答

入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、その都度市のホームページで公表する。ただし、最終公表日は令和8年9月18日（金）とする。なお、質問を行った者の企業名及び個人名は公表しない。

また、本入札説明書等に直接関連しない質問に対しては、回答をしない場合がある。

イ 入札参加資格確認申請書の受付

入札に参加しようとする者から、確認申請書等を以下のとおり受け付ける。

なお、確認申請書等を提出した後に入札への参加を行わない場合は、入札辞退届（様式Ⅴ）を提出すること。

確認申請書等を取り下げた場合、今後、市の行う工事及び業務において不利益な取扱いをされることはない。入札辞退届提出の最終期限は、提案書等提出期限前日（令和8年10月28日（水））の午後4時までとする。

(ア) 受付期間

令和8年9月28日（月） ～ 10月2日（金） 午後4時まで

(イ) 提出方法

確認申請書等一式を封筒に入れ、下水管路課に持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出方法の詳細については、様式集を参照すること。

(ウ) 提出書類

様式Ⅱ－1	参加資格審査申請時必要書類一覧表	1部
様式Ⅱ－2	参加表明書	1部
様式Ⅱ－3	グループ結成届	1部
様式Ⅱ－4	グループ調書	1部
様式Ⅱ－5	各構成企業の関連企業申告書	1部
様式Ⅱ－6	委任状	1部
様式Ⅱ－7	再委託先及び理由調書	1部
様式Ⅱ－8	入札参加資格確認申請書	1部
様式Ⅱ－9	工事（業務）実績調書	1部
様式Ⅱ－10	緊急対応等業務 保有機材調書	1部
様式Ⅱ－11	配置予定技術者調書	1部

様式Ⅱ－１１	（別紙）配置予定者に係る誓約書	１部
添付資料		各１部

配置予定技術者の資格を証明する書類の写し
 工事及び業務の実績を有していることを証明する契約書等の写し
 建設業の許可について（通知）又は建設業許可証明書
 最新の経営事項審査結果通知書の写し
 建設コンサルタント登録規程等に基づく現況報告書
 福井市税の納税証明書
 国税の納税証明書

各提出書類の作成方法の詳細については、様式集を参照すること。

ウ 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果は、令和８年１０月１５日（木）までに、入札参加者に対し、書面にて通知する。なお、入札参加資格がないと認められた入札参加者は提案書等の提出をすることができない。

入札参加資格がないと通知を受けた者は、市に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

提出期限は、令和８年１０月２２日（木）の午後５時までとする。

市は、提出があった日の翌日から起算して１０日（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第４８号）第１条に規定する市の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

エ 提案書等に関する質問の受付

提案書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

（ア）受付期間

令和８年８月３日（月） ～ １０月１６日（金） 午後４時まで

（イ）提出方法

様式Ⅰに記入のうえ、電子メールにより、下水管路課宛に提出する。なお、提出者は電話により確認を行うこと。

（ロ）提案書等に対する質問の回答

提案書等に関して提出された質問に対する回答は、その都度市のホームページで公表する。ただし、最終公表日は令和８年１０月２３日（金）とする。なお、質問を行った者の企業名及び個人名は公表しない。

また、本入札説明書等に直接関連しない質問に対しては、回答をしない場合があ

る。

さらに、質問者から独自のノウハウ等に基づく内容の質問であると申し出された内容については、個別に回答する場合がある。

オ 提案書等の受付

入札参加資格審査を通過した入札参加者から、提案書等を以下のとおり受け付ける。

なお、技術提案書の内容については、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

(ア) 受付期間

令和8年10月27日（火） ～ 10月29日（木） 午後4時まで

(イ) 提出方法

提案書等の提出は、下水管路課に持参とし、その他の方法による提出は認めない。
提出された提案書等を確認後、市は受付票を発行する。提出方法の詳細については、様式集を参照すること。

(ウ) 提出書類

様式Ⅲ－1	入札時必要書類一覧表	1部
様式Ⅲ－2	入札説明書等に関する誓約書	1部
様式Ⅲ－3	入札書	1部
様式Ⅲ－4	業務費内訳書	1部
様式Ⅳ－1	技術提案書類提出書	1部
様式Ⅳ－2	～13 技術提案書	8部
	技術提案書の電子データ（CD－R等）	1部

各提出書類の作成方法の詳細については、様式集を参照すること。

カ 開札

開札の日時及び場所は、以下のとおりである。

(ア) 日時

令和8年11月下旬（予定） 午後

(イ) 実施場所

福井市上下水道局庁舎5階 入札室

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

- ア 入札参加者の構成は、複数企業又は組合又はそれらで構成されたグループとする。
なお、一部業務の再委託については、「別紙1 各業務の再委託（案）」のとおりとする。なお、再委託を行う場合は、市の承諾を得なければならない。
- イ グループで参加する場合の運営形式は、構成企業が各々の業務を分担して実施する「分担方式（乙型JV）」とする。各構成企業の出資比率は問わない。
- ウ イの構成企業の中から代表企業1者（組合）を定め、入札手続や落札者となった場合の契約事務等において、グループ内の全ての調整等を行うとともに、本市との協議及び本市への提出、通知等を行うものとする。
- エ 構成企業は、他のグループの構成企業と重複して入札に参加することはできない。
- オ 構成企業数は任意とするが、本業務の実施に際して、各々適切に役割を担うこと。
- カ 組合が参加する場合は、その組合員は、他の入札参加者の構成企業又は組合員として参加することはできない。
- キ 組合が単独で参加する場合は、組合として3（2）の要件を全て満たすこと。組合員についても3（2）の要件を全て満たすこと。

(2) 参加資格要件

ア 通則

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後に、福井市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）、又はその他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領及び福井市物品調達等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止又は指名除外の期間中でないこと。
- ④ 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。
- ⑤ 納めるべき税金（法人税、法人事業税等の国税及び法人地方税（福井市内））の滞納がない者であること。
- ⑥ 他の入札参加者（グループにあっては、構成企業の全て）との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること（グループにあっては、構成企業の全て）。
- (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同

じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)

- (イ) 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係
- (ロ) 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- (ハ) 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係
- ⑦ 本業務の発注支援業務に関与していない者であること。なお、本業務の発注支援業務に関与した者は、以下に示すとおりである。

・株式会社 日水コン

イ 参加する者の要件

- ① 入札参加者の中に、福井市内に本店を有する者を1者以上含むこと。
- ② 入札参加者の中に、次の工事及び業務について公共機関が発注する管路施設に関する同種又は類似する工事实績及び業務実績を有する者が含まれること。組合が参加する場合は、実績を有する組合員でもよい。

本管TVカメラ調査業務、本管潜行目視調査業務、管路診断業務、改築詳細設計業務(管更生又は布設替え)、人孔鉄蓋更新工事

なお、令和7年度までに完了した工事又は業務とし、過去15年以内のものとする。また、各工事实績及び業務実績の規模等の条件については、様式Ⅱ-9に示す。

- ③ 入札参加者の中に、福井市下水道単価契約登録業者として維6号の登録を有する者が3社以上かつ維8号の登録を有する者が4社以上含まれ、24時間365日緊急清掃や緊急補修等の実施に必要な人員体制を確保していること。組合が参加する場合は、登録を有する組合員を1社としてカウントしてもよい。
- ④ 入札参加者で、緊急清掃や緊急補修等の実施に必要な次の機材を保有していること。

高圧洗浄車(3台)、汚泥吸排車(3台)、給水車(3台)、テレビカメラ車(3台)、小型バックホウ(4台)、中型又は大型ダンプ(4台)、締固め用機材(4台)、土留め用仮設材(4組)

- ⑤ 入札参加者は、市の入札参加業者として、以下の全てに登録されている者とする。グループで参加する場合は、構成企業が以下のいずれかに登録されていること。組合が参加する場合で、組合として登録されていない場合は、すべての組合員が以下のいずれかに登録されていること。

・福井市建設工事競争入札参加者名簿

工種：「土木一式」

- ・福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格名簿

工種：「下水道」

- ・福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿

業種コード：１０４（下水道・河川清掃）又は７０５（下水道及び管渠調査）

⑥ 次に掲げる条件を満たす者を業務実施場所に配置できる者であること。

(ア) 統括責任者（統括管理業務の業務責任者）

統括責任者として、次の各号に掲げるいずれかの技術者を専任で配置すること。

なお、別途、副統括責任者を配置する場合において、当該責任者が資格要件を満足する場合は、統括責任者を非専任とすることができる。

- a 日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者
- b 日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（管路施設）合格者
- c 技術士（技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第２次試験のうち、技術部門について上下水道部門（選択科目を下水道に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道一下水道に限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。

(イ) 管理技術者

計画的維持管理業務のうち、コンサルタント業務（管路診断業務、改築詳細設計業務）の管理技術者として、次の各号に掲げるいずれかの技術者を配置すること。

- a 技術士（技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第２次試験のうち、技術部門について上下水道部門（選択科目を下水道に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道一下水道に限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。
- b R C C M（下水道部門）の資格を有する者

(ウ) 主任技術者及び作業主任者

計画的維持管理業務のうち、コンサルタント業務以外の業務及び日常的維持管理業務の主任技術者として a、b の各号に掲げるそれぞれの技術者（１名で満たしている場合は、１名でよい）を配置するとともに、作業主任者として c に掲げる技術者を配置すること。

なお、計画的維持管理業務のうち、コンサルタント業務以外の業務及び日常的維持管理業務の主任技術者及び作業主任者は各業務で兼任することができる。また、主任技術者は、現場代理人も兼任することができる。

- a 土木工事において主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者
- b 日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（管路施設）合格者
- c 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

(エ) 日常的維持管理業務については、地域に精通しているとともに、迅速かつ確実に

現場に到達できる者を配置すること。

(3) 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、確認申請書等を提出した時点の日とする。

(4) 入札参加資格の喪失

ア 入札参加資格確認基準日（確認申請書等を提出した時点の日）の翌日から提案書等提出日までの間に入札に参加するグループの構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合は、当該構成企業が請負い、又は受託する予定であった業務について、構成企業の役割分担を変更又は構成企業を補充し、入札参加資格要件を確認のうえ、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格要件を欠いた日とする。

イ 提案書等提出日の翌日から落札者決定の日までの間に入札に参加するグループの構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合は、当該構成企業が請負い、又は受託する予定であった業務について、構成企業の役割分担を変更又は構成企業を補充し、入札参加資格要件を確認のうえ、市が認めた場合は、落札者決定のための審査を行うものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格要件を欠いた日とする。

ウ 落札者決定の日の翌日から業務契約の締結の日までの間に落札者が入札参加資格要件を欠いた場合は、市は落札者と業務契約を締結しない場合がある。この場合において、市は一切の損害賠償の責を負わない。

エ 入札に参加するグループに組合を含む場合（組合が代表企業である場合を含む）又は組合単独で参加する場合で、組合員が入札参加資格要件を欠いたときは、組合から当該組合員を除外し、必要に応じて組合員を補充し、入札参加資格要件を確認のうえ、市が認めた場合は、ア、イと同様の取扱いとする。

(5) 入札に関する留意事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ・ 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- ・ 提案書等が所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- ・ 入札書の金額を訂正した入札
- ・ 同一入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- ・ 連合等による不正行為があった入札
- ・ 技術提案書に虚偽の記載をした者が行った入札
- ・ 入札説明書等において示した入札の条件に違反した入札

- ・ その他入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

4 審査及び選定に関する事項

(1) 落札候補者決定の体制

落札候補者の決定に当たり、入札参加資格審査、価格評価は市が行う。

技術評価及び総合評価は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うために設置している委員会が行い、落札候補者を選定する。

委員会は次の委員で構成される。なお、委員会は非公開とする。また、本業務の入札に参加しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本業務について委員会の委員への問い合わせや働きかけを試みた場合は、本業務の参加資格を失う。

(敬称略)

氏 名	所 属 等
池本 良子	金沢大学 名誉教授
高島 正信	福井工業大学 工学部 建築土木工学科 教授
戸祭 聡彦	日本下水道事業団 西日本支社 プロジェクトマネジメント部 次長
南京 良幸	上下水道局 事業部長
林 幹郎	上下水道局 経営部長

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

市は、確認申請書等により、入札参加資格要件を満たしているかについて確認し、入札参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 提案審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがって、委員会は技術評価を行い、その審査内容と市が実施した価格評価の内容を総合的に評価し、落札候補者を選定する。

ウ 審査事項

技術評価項目の詳細及び配点等については、「落札者決定基準」において提示する。

エ 低入札価格調査

落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、別に定める低入札価格調査実施要綱に基づく低入札価格調査を実施し、業務の履行が不可能と判断された場合は失格とする。ここでいう調査基準価格とは、予定価格の91～93%までの範囲内でランダムに算出された金額をいう。

また、失格基準価格を設定し、開札後、失格基準価格未満で入札したものは失格と

する。失格基準価格は、調査基準価格（税抜き）の90%の金額をいう。

調査の対象となった者は、資料の提出及び事情聴取等の調査に協力しなければならない。

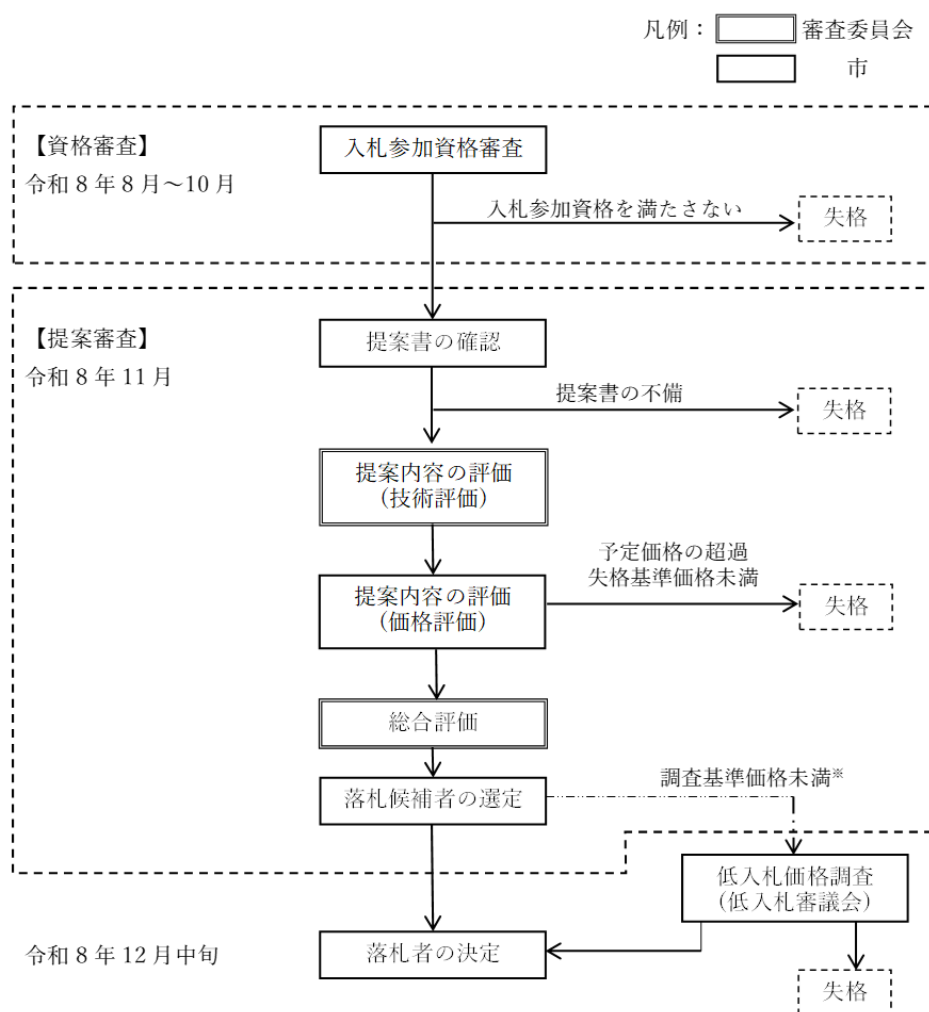
低入札価格調査の流れについては、別紙3のとおりである。

(3) 落札者の決定と公表

市は、委員会の選定結果を踏まえ、令和8年12月中旬頃に落札者を決定し、市のホームページにて公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない、いずれの入札参加者の技術提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない、もしくは適切な業務遂行が見込めない等の理由により、事業者を選定しない場合がある。事業者を選定しない場合は、この旨を速やかに市のホームページにて公表する。



※ 落札候補者が低入札調査基準価格未満の通知を受けた場合、指定の日時に低入札調査資料を提出し、低入札価格調査を受ける。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 業務契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

落札者決定の日の翌日から起算して5日以内（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）に定める市の休日を除く。）に、市は、落札者と本業務に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 業務契約の締結

市は、落札者と長期継続契約として、統括管理業務委託契約、計画的維持管理業務委託契約及び日常的維持管理業務委託契約を締結する。

2 予想されるリスク分担

市と事業者の予想されるリスク分担は別紙2のとおりである。

具体的な内容については、最終的に業務契約で確定する。

3 求められる業務の要件

本業務の実施に際して求められる業務の要件は、仕様書及び事業者より提出された提案書によって定められる。

4 事業者の収入

事業者が本業務を行い、市が業務委託料を支払う。

5 事業者の業務契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、事業者は業務契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分をすることはできない。

6 履行保証等に関する事項

落札者は、契約の締結と同時に、次のいずれかの保証を付さなければならない。

(1) 統括管理業務

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ・ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、その他の発注者が確実と認める金融機関の保証
- ・ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結及び当該保険証券の発注者への寄託

(2) 計画的維持管理業務及び日常的維持管理業務

(1) 統括管理業務に示す保証に加え、下記の保証も可能とする。

- ・ 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第

184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
・この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(金
銭的保証に限る。)

契約保証の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。詳細は各契約書(案)に
示す。

7 保険

本業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼした場合、事業者が善良な管理者の注意義務
を怠ったことにより生じた損害を負担するため、事業者は火災保険や第三者賠償保険等
の必要な保険に加入すること。

8 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が工事及び業務について実施するセルフモニタリングの結果報告を踏ま
えて、事業のモニタリングを定期的に実施する。なお、事業者の提供するサービスが十
分に達せられない場合、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める
ことができる。

モニタリングの基本的な考え方や体制等については、モニタリング基本計画書等にお
いて明らかにする。

9 市の支払いに関する事項

市は定期的にモニタリングを実施し、業務の仕様が満たされていることを確認した上
で、事業者が提供したサービスに対し、業務委託料を事業者に支払う。業務委託料の構
成、支払い方法については、契約書(案)に示す。

第4 業務契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

業務契約書等の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、関係法令及び業務契約に従うこと。

2 管轄裁判所の指定

業務契約に関する紛争については、福井地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第5 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、業務契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、業務契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産又は、事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、業務契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は業務契約を解除することができる。

(3) 上記の規定により市が業務契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は業務契約を解除することができるものとする。

(2) (1)の規定により事業者が業務契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 その他

その他、業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、業務契約に定めるとおりである。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本業務に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本業務に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は想定していない。

3 その他の支援等に関する事項

市は、事業者が業務実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

第7 その他、本業務の実施に関し必要な事項

1 議会の議決（債務負担行為）

本業務の債務負担行為の設定は、令和8年3月議会にて議決されている。

2 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3 入札保証金

福井市上下水道局会計規定（令和2年福井市公営企業規程第29号）第92条において準用する福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第93条の3の規定により、免除する。

4 提出書類の取扱い

（1）著作権

提案書等の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本業務の公表及び市が必要と認めたときは、市は提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

（2）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として入札参加者が負う。

（3）その他

- ・全ての提出書類は、返却しない。
- ・提出された提案書類は、入札参加者を評価する目的以外には使用しない。ただし、福井市情報公開条例（平成8年12月25日条例第29号）に基づき、開示請求があったときは、当該企業等の権利や競争の地位等を害する恐れがないものについて

は、開示対象となる場合がある。

5 情報の提供

本業務に係る情報の提供は、市のホームページを通じて行うものとする。

また、希望する者に対して、本業務に関連する図書（過去の点検・調査業務委託報告書、ストックマネジメント計画図書等）や下水道管路台帳システムの閲覧を可能とする。

6 環境への配慮

業務提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意すること。

- ①グリーン購入等、省資源に配慮すること。
- ②省エネルギーに配慮すること。
- ③地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。
- ④作業場所周辺の生活環境（交通安全等）に配慮すること。

7 本業務において使用する言語等

入札参加及び本業務に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

8 入札説明書等に関する問い合わせ

入札説明書等に関する問い合わせ先は、以下のとおりである。

質疑事項等は、電子メールにより下水管路課宛に提出する。なお、提出者は電話により確認を行うこと。

福井市上下水道局 事業部 下水管路課

住所 : 〒910-8522

福井県福井市大手3丁目13番1号

電話番号 : 0776-20-5656

E-mail : gkanro@city.fukui.lg.jp

別紙 1 各業務の再委託（案）

業務区分	業務内容	再委託の可否
(1)統括管理業務	統括マネジメント業務	不可
	管路台帳管理業務	不可
(2)計画的維持管理業務	本管TVカメラ調査業務 (管径800mm未満)	可
	本管潜行目視調査業務 (管径800mm以上)	可
	人孔目視調査業務	可
	管路診断業務	不可
	改築詳細設計業務	不可 設計業務に伴って発生する各種調査等は可
	人孔鉄蓋更新工	可
(3)日常的維持管理業務	住民対応業務	電話対応は可、現地確認・立会いは不可
	緊急対応等業務	可 ただし、再委託先は福井市下水道単価契約登録業者 (維6号または維8号)に限る。
	水防施設日常点検業務	可
	貯留施設等調査業務	可
	巡視工	可
	清掃工	可
	除草作業工	可
	汚泥処分業務	可
	他企業工事立会業務	不可

別紙２ リスク分担

○：負担を行う

△：協議を行い、負担を決定する

※：原因者が負担を行う

大分類	中分類	小分類	No.	リスクの内容	本市	事業者
共通 リスク	政治リスク	法令リスク (税制度は除く)	1	本業務に直接影響を与える関連法令の新設・変更に関するもの	○	
			2	本業務のみならず、広く一般的に適用される法令の新設・変更に関するもの	○	
		許認可リスク	3	許認可の遅延、未取得、失効に関するもの	※	※
		税制リスク	4	法人税の変更		○
			5	新税や消費税率の変更	○	
	経済リスク	物価リスク	6	物価変動に伴う資機材や工事費の大幅な増	△	△
		金利リスク	7	金利の変動		○
		為替リスク	8	急激な為替レートの変動		○
	社会リスク	住民問題リスク	9	本業務の実施・運営に関する住民説明・要望等への対応	○	
			10	事業者が行う業務に関する住民説明・要望等への対応		○
		第三者賠償リスク	11	調査・工事・運営段階において第三者に及ぼした損害に関するもの		○
		環境問題リスク	12	騒音・振動・光・臭気等に関するもの		○
		不可抗力リスク	13	風水害、地震及び暴動等の不可抗力による損害	○	
計画段階 リスク	調査リスク		14	測量や地質等調査の不足、ミスに起因する場合		○
			15	上記以外の公共が実施した調査等に関するもの	○	
	設計リスク		16	設計ミス等に起因する場合		○
			17	上記以外の本市が提示した条件や指示の不備・変更によるもの	○	
業務実施 段階リスク	用地 リスク	資材置き場リスク	18	廃棄物の保管基準違反		○
	関連インフラ整備リスク		19	公共が関連して実施する事業の遅れ	○	
	業務費超過 リスク		20	公共の指示による業務費の増大	○	
			21	上記以外の理由による業務費の増大		○
	事故 リスク		22	下水道施設やその他施設を破損させた場合		○
			23	業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合		○
	業務遅延 リスク		24	業務が契約より遅延する場合		○
	完工リスク		25	業務が完了しない場合		○
	性能リスク		26	定められた仕様・規格を満たさず、手直しが必要となる場合		○
その他	業務終了時 リスク		27	業務終了手続きに伴う諸費用及び精算手続き		○
	施設性能 リスク		28	業務終了から一定期間内における施設に係る契約不適合		○

別紙3 低入札価格調査の流れ

